

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る事故の確認申請及び審査等に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改正案	現 行
<p>規則名 暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る事故の確認申請及び審査等に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、第一種会員(デリバティブ)が、当該会員又はその代表者等の暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る事故により補填行為を行う場合の事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事故 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第39条第3項に規定する事故のうち暗号資産等関連デリバティブ取引に係る事故をいう。</p> <p>(2) 補填行為</p>	<p>規則名 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る事故の確認申請及び審査等に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、会員が、会員又はその代表者等の暗号資産関連デリバティブ取引業に係る事故により補填行為を行う場合の事故報告手続その他これらの手続を行う場合に必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 事故 金商法第39条第3項に規定する事故のうち暗号資産関連デリバティブ取引に係る事故をいう。</p> <p>2 補填行為</p>

金商法第 39 条第 1 項第 2 号、第 3 号に掲げる行為をいう。

(3) 確認申請

金商法第 39 条第 3 項ただし書の確認を受けるために同条第 7 項の規定に基づき行う申請書及びその添付書類の管轄財務局長等への提出をいう。

(4) 事故報告

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という）第 119 条第 3 項の規定に基づく報告をいう。

(5) 代表者等

業府令第 118 条 1 号柱書に規定する「会員の代表者、代理人、使用人その他の従業者」をいう。

(6) 暗号資産等関連デリバティブ取引

定款第 3 条第 21 項において定義される「暗号資産等関連デリバティブ取引」をいう。

(7) 管轄財務局長等

事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。

（社内管理体制の整備等）

第 3 条 **第一種会員（デリバティブ）**は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、確認申請手続及び事故報告手続に関する社内管理体制の整備並びにその適切な運営に努めなけ

金商法第 39 条第 1 項第 2 号、第 3 号に掲げる行為をいう。

3 確認申請

金商法第 39 条第 3 項ただし書の確認を受けるために同条第 7 項の規定に基づき行う申請書及びその添付書類の管轄財務局長等への提出をいう。

4 事故報告

金商業府令第 119 条第 3 項の規定に基づく報告をいう。

5 代表者等

金商業府令第 118 条 1 号柱書に規定する「会員の代表者、代理人、使用人その他の従業者」をいう。

6 管轄財務局長等

事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。

（社内管理体制の整備等）

第 3 条 **会員**は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、確認申請手続及び事故報告手続に関する社内管理体制の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。

ればならない。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項の社内審査及び各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。

（確認申請）

第4条 **第一種会員（デリバティブ）**は、代表者等の事故による損失の全部又は一部につき補填行為を行う場合には、業府令第119条第1項1号から8号まで、及び10号若しくは11号に掲げる場合に該当するものを除き、当該補填行為に係る損失が事故に起因するものであることにつき、あらかじめ、管轄財務局長等の確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を受けようとする**第一種会員（デリバティブ）**は、業府令第120条に定めるところにより、業府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を管轄財務局長等に提出しなければならない。

- 3 **第一種会員（デリバティブ）**は、第1項及び前項の確認申請書には、顧客が当該確認申請書に記載された内容を確認したことを証する書面（当該確認申請書が財産上の利益の提供を申し込みに係るものである場合を除く。）その他参考資料を添付し、本協会を経由して提出しなければならない。

（本協会による審査）

第5条 本協会は、**第一種会員（デリバティブ）**から前条第2項の

- 2 **会員**は、前項の社内審査及び各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。

（確認申請）

第4条 **会員**は、代表者等の事故による損失の全部又は一部につき補填行為を行う場合には、金商業府令第119条第1項1号から8号まで、及び10号若しくは11号に掲げる場合に該当するものを除き、当該補填行為に係る損失が事故に起因するものであることにつき、あらかじめ、管轄財務局長等の確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を受けようとする**会員**は、金商業府令第120条に定めるところにより、金商業府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を管轄財務局長等に提出しなければならない。

- 3 **会員**は、第1項及び前項の確認申請書には、顧客が当該確認申請書に記載された内容を確認したことを証する書面（当該確認申請書が財産上の利益の提供を申し込みに係るものである場合を除く。）その他参考資料を添付し、本協会を経由して提出しなければならない。

（本協会による審査）

第5条 本協会は、**会員**から前条第2項の規定により、確認申請書

規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。

2 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した**第一種会員（デリバティブ）**に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（管轄財務局長等への確認申請書の提出）

第6条 本協会は、前条第1項の審査の結果、当該確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであると認められたときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。

（会員に対する確認結果の通知）

第7条 本協会は、**第一種会員（デリバティブ）**から提出された確認申請書に係る補填行為について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該会員に通知する。

（管轄財務局長等への報告義務）

第8条 **第一種会員（デリバティブ）**は、業府令第119条第1項第10号及び第11号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、補填行為を行ったときは、当該補填行為を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府

の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。

2 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した**会員**に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。

3 **会員**は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（管轄財務局長等への確認申請書の提出）

第6条 本協会は、前条第1項の審査の結果、当該確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであると認められたときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。

（会員に対する確認結果の通知）

第7条 本協会は、**会員**から提出された確認申請書に係る補填行為について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該会員に通知する。

（管轄財務局長等への報告義務）

第8条 **会員**は、金商業府令第119条第1項第10号及び第11号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、補填行為を行ったときは、当該補填行為を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府令第121条各号

令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。

2 前項の報告は、前項の報告書を、当該補填行為を行った日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。

3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該**第一種会員（デリバティブ）**に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。

に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。

2 前項の報告は、前項の報告書を、当該補填行為を行った日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。

3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該**会員**に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。